

令和3年第3回足寄町議会定例会議事録（第4号）

令和3年9月27日（月曜日）

◎出席議員（12名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君 1
11番 木 村 明 雄 君	13番 吉 田 敏 男 君

◎欠席議員（1名）

12番 井 脇 昌 美 君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長 丸 山 一 人 君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 山 田 弘 幸 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 7 9 号 | 令和 2 年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（令和 2 年度決算審査特別委員会）＜ P 4 ～ P 6 ＞ |
| 日程第 2 | 議案第 8 0 号 | 令和 2 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について（令和 2 年度決算審査特別委員会）＜ P 4 ～ P 6 ＞ |
| 日程第 3 | 議案第 8 1 号 | 令和 2 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について（令和 2 年度決算審査特別委員会）＜ P 4 ～ P 6 ＞ |
| 日程第 4 | 議案第 8 2 号 | 令和 2 年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（令和 2 年度決算審査特別委員会）＜ P 4 ～ P 6 ＞ |
| 日程第 5 | 議案第 8 3 号 | 令和 2 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について（令和 2 年度決算審査特別委員会）＜ P 4 ～ P 6 ＞ |
| 日程第 6 | 議案第 8 4 号 | 令和 2 年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（令和 2 年度決算審査特別委員会）＜ P 4 ～ P 6 ＞ |
| 日程第 7 | 議案第 8 5 号 | 令和 2 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（令和 2 年度決算審査特別委員会）＜ P 4 ～ P 6 ＞ |
| 日程第 8 | 議案第 8 6 号 | 令和 2 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（令和元 2 年度決算審査特別委員会）＜ P 4 ～ P 6 ＞ |
| 日程第 9 | 議案第 8 7 号 | 令和 2 年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（令和 2 年度決算審査特別委員会）＜ P 4 ～ P 6 ＞ |
| 日程第 1 0 | 議案第 8 8 号 | 令和 2 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定について（令和 2 年度決算審査特別委員会）＜ P 4 ～ P 6 ＞ |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 4 号 | 令和 3 年度足寄町一般会計補正予算（第 6 号）＜ P 7 ～ P 3 0 ＞ |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 5 号 | 令和 3 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）＜ P 7 ～ P 3 0 ＞ |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 6 号 | 令和 3 年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）＜ P 7 ～ P 3 0 ＞ |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 7 号 | 令和 3 年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）＜ P 7 ～ P 3 0 ＞ |
| 日程第 1 5 | 議案第 7 8 号 | 令和 3 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第 1 号）＜ P 7 ～ P 3 0 ＞ |
| 追加日程第 1 | 意見書案第 6 号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書＜ P 3 1 ＞ |
| 追加日程第 2 | 意見書案第 7 号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書＜ P 3 1 ～ P 3 2 ＞ |
| 追加日程第 3 | 意見書案第 8 号 | コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつに |

- よる農作物被害対策を求める意見書＜ P 3 2 ＞
- 追加日程第 4 所管事務調査期限の延期について（総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会）＜ P 3 2 ～ P 3 3 ＞
- 追加日程第 5 閉会中継続調査申出書（総務産業常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会）＜ P 3 3 ＞

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

12番井脇昌美君は欠席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

4番。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

9月24日に開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、最初に令和2年度決算審査特別委員会に付託し、休会中の審査となっております、議案第79号から議案第88号までの決算認定について、審査報告を受け審議を行います。

次に、議案第74号から議案第78号までの令和3年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議案第79号から議案第88号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第79号令和2年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件から日程第10 議案第88号令和2年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件までの10件を一括議題といたします。

本件における委員長の報告は別紙配付のとおりです。

これにて、委員長の報告を終わります。

これより、議案第79号令和2年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件の討論を行います。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号令和2年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、原案のとおり可決及び認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、原案のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第79号令和2年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件は、原案のとおり可決及び認定することに決定をいたしました。

これより、議案第80号令和2年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号令和2年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第80号令和2年度足

寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第81号令和2年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第81号令和2年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第81号令和2年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第82号令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第82号令和2年度足

寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第83号令和2年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第83号令和2年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第83号令和2年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第84号令和2年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号令和2年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第84号令和2年度足

寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第85号令和2年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号令和2年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第85号令和2年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第86号令和2年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第86号令和2年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第86号令和2年度足

寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第87号令和2年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで討論を終わります。

これから、議案第87号令和2年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第87号令和2年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第88号令和2年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第88号令和2年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第88号令和2年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出

決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

◎ 議案第74号から議案第78号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第74号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第6号）から日程第15 議案第78号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第74号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第6号）から議案第78号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）まで一括提案理由を御説明申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第74号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,958万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億7,081万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行う事業につきましては、予算書の説明欄右側に括弧書きで新型コロナウイルス対応と記載しております。

また、9月7日に行政報告をいたしました中で、別紙資料として添付させていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当予定事業一覧表に記載の事業につきましては、予算説明資料を省略しておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、14ページをお願いいたします。

第2款総務費第1項総務管理費第7目庁舎監理費第10節需用費におきまして、施設等修繕料といたしまして307万4,000円を計上いたしました。

第8目財産管理費第14節工事請負費におきまして、芽登生活改善センター解体工事といたしまして1,193万2,000円を計上いたしました。

18ページをお願いいたします。

第3款民生費第3項児童福祉費第3目子どもセンター運営費第12節委託料におきまして、子どもセンター無線LAN環境整備業務といたしまして251万円を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。

第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費におきまして、健康管理システム改修事業といたしまして、健診結果情報標準化対応業務委託料312万9,000円、健康管理システム改修業務委託料786万1,000円、合わせて1,099万円を計上いたしました。

第4目環境衛生費におきまして、足寄町営温泉浴場新築事業といたしまして、足寄町営温泉浴場施設新築工事基本設計業務委託料277万2,000円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。

第7款商工費第1項商工費第1目商工振興費におきまして、商工振興対策経費といたしまして、事業継続支援金など合わせて1,025万円を減額し、頑張ろう足寄プレミアム付商品券発行事業補助金2,000万円を計上いたしました。

第3目観光費第14節工事請負費におきまして、雌阿寒温泉公衆トイレ等水道施設修繕工事といたしまして394万6,000円を計上いたしました。

24ページをお願いいたします。

第10款教育費第1項教育総務費第2目

事務局費におきまして、足寄高校生海外研修派遣事業の中止に伴いまして、普通旅費、実行委員会への補助金合わせて5,159万6,000円を減額いたしました。

26ページをお願いいたします。

第2項小学校費第1目学校管理費第12節委託料におきまして、小学校無線LAN環境整備業務といたしまして972万6,000円、第14節工事請負費におきまして、芽登小学校屋根補修工事といたしまして299万2,000円、第17節備品購入費におきまして物置といたしまして112万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

第2目学校教育費第17節備品購入費におきまして、学校図書館管理システム一式といたしまして159万8,000円、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、修学旅行キャンセル料等補助金といたしまして76万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

第3項中学校費第1目学校管理費第12節委託料におきまして、中学校無線LAN環境整備業務といたしまして365万3,000円を計上いたしました。

第2目学校教育費第17節備品購入費におきまして、学校図書館管理システム一式といたしまして40万円、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、修学旅行キャンセル料等補助金といたしまして134万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

28ページをお願いいたします。

第5項保健体育費第1目保健体育総務費第17節備品購入費におきまして、屋外体育施設用ベンチといたしまして80万円を計上いたしました。

第2目総合体育館運営費第12節委託料におきまして、総合体育館無線LAN環境整備業務といたしまして539万7,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なもの

について申し上げます。

8ページへお戻りください。

第1款町税におきまして、固定資産税現年課税分といたしまして2,262万6,000円を減額いたしました。

第11款地方交付税におきまして、普通地方交付税といたしまして2億2,487万5,000円を計上いたしました。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金第1目民生費国庫負担金におきまして、障害者自立支援給付費国庫負担金といたしまして2,457万8,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

第2項国庫補助金第1目総務費国庫補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして1,941万円を計上いたしました。

第17款財産収入におきまして、立木売却収入といたしまして3,757万1,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

第19款繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を2億9,161万7,000円減額いたしました。

第20款繰越金におきまして、前年度純繰越金といたしまして1,748万4,000円を計上いたしました。

第22款町債におきまして、臨時財政対策債といたしまして1,349万4,000円を計上いたしました。

以上で歳入を終わり、4ページへお戻りください。

第2表地方債補正変更2件をお願いいたしました。

以上で、令和3年度足寄町一般会計補正予算(第6号)についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

31ページをお願いいたします。

議案第75号令和3年度足寄町国民健康

保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ509万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,427万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので省略をさせていただきます。

次に、41ページをお願いいたします。

議案第76号令和3年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,763万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,505万6,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

48ページをお願いいたします。

第4款諸支出金第1項償還金及び還付加算金第2目償還金第2節償還金、利子及び割引料におきまして、返還金といたしまして3,475万4,000円を計上いたしました。

第6款基金積立金におきまして、介護給付費準備基金積立金といたしまして2,284万2,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

46ページへお戻りください。

第7款繰越金におきまして、前年度繰越金といたしまして5,763万6,000円を計上いたしました。

次に、51ページをお願いいたします。

議案第77号令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,855万6,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので省略をさせていただきます。

次に、61ページをお願いいたします。

議案第78号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,067万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので省略をさせていただきます。

以上で、議案第74号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第6号）から議案第78号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）までの提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第74号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第6号）の件の質疑を行います。

14ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

14ページから16ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

11番木村明雄君。

○11番（木村明雄君） ここで、旧足寄西中学校地下タンク、これについて、この経過内容の説明をお伺いしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

旧足寄西中学校の地下タンクの重油採取処分業務ということで、今回委託料を計上させていただいたところでございます。

これにつきましては、足寄西中学校につ

きましては平成14年3月31日で閉校になりまして、その後木質ペレット工場ということで使用はしていたのですが、このとき旧西中学校の地下タンクがございまして、A重油が入っていたのですが、当時そのまま使用していなかったのですが、重油の入っていた量を当時確認しなかったということもございまして、今回消防のほうから御指摘がございまして、危険物の規制に関する規則等というのがございまして、その省令が改正されまして、それで今回の旧足寄西中学校のタンクにつきましては腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクということで区分が、省令の改正で区分が分けられまして、既にもうじき40年以上経過するものですから、その場合は、今回はアスファルトの地下タンクなのですが、それを例えばライニング処理等をしなければならぬのですが、今回実際、当時きちんと量を量ればよかったですのですが、実際には1,200リットル程度のA重油がいまだ残っていたということが分かりまして、今回その重油を抜き取るという作業をするための委託料を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番木村明雄君。

○11番（木村明雄君） これもう40年ほど前、そして残っていた油が1,200リットルもあったということなわけなのだけれども、これどうしてもっと早く抜き取りができなかったのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 本来ですと、その地下タンクを要するにA重油を使わなくなった時点でしっかりと、どれぐらいの量が残っていたかを確認すべきであったところでございますが、多分当時しっかりとした調査をしなかったということがございまして、今回改めて消防のほうから御指摘

は頂いて再度確認したという結果でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（吉田敏男君） 11番木村明雄君。

○11番（木村明雄君） これについては、1,200リッターもあったということなのだけれども、もう使えなくなったのかどうなのかね。例えばこれが使えるとなれば、この重油使えるとなれば温水プールにでも使えたわけなのだけれども、その辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

閉鎖してから40年を経過、これからもう40年を経過いたしますので、重油につきましても劣化するというものでございまして、使用する見込みはございません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に、総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

16ページから18ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、ないようですから次に参ります。

20ページ、第4款衛生費。

2番高道洋子君。

○2番（高道洋子君） 4目環境衛生費の委託料でございます。

このたび足寄町営の温泉の基本設計ですか、これが277万円ということで計上されました。本当にお風呂のない人は待ち望んで本当にこの日をどれほど夢見てきたことかと思うわけでございますけれども、そういうお風呂のない人への支援ということで一日も早い供用開始を待っているわけですが、前回全員協議会で説明があり

ましたけれども、これが計上された設計図が可決されたならば、いつ頃供用開始、やっぱりあのときの説明とおりで行くのでしょうか、お伺いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 供用開始がどのぐらいの時期になるのかということだというように思いますけれども、前回全員協議会のときに説明させていただきましたように、今回基本設計を予算取らせていただいて、その後なかなかこういうお風呂という施設はなかなかつくることがありませんので、やはり基本設計、実施設計という形で段階を踏んで設計をしていかなければならないのかなというように思っています。

そういった意味で、前回のときにもお話しさせていただきましたように、今回基本設計、なるべく急いでもらって12月には実施設計の予算が提案させていただけるようなスケジュールで、そしてその後、実際に工事を進める工事費については、できれば当初予算に乗せたいというように思っているところであります。そうすると、来年度の早い段階で工事が着工できるのかなというように思っておりますが、やはり工事自体はやっぱり少し暖かくなってからの工事というようになると思いますので6月とか、始まって6月とか7月とかぐらいに工事自体はなってくるのかなというように思っています。

そうするとやはり建築のほうに聞きますと、建築期間にやっぱり7か月ぐらいはやっぱり見ておかなければならないということですので、できれば年内というか、来年内ですね。平成4年内ぐらいにももしもできればと思っています。そうするとその後、実際に工期がいつぐらいに設定できるかというのはちょっとまだ分かりませんが、12月いっぱいぐらいに工事が終われば、次の令和5年のなるべく早い段階で供用開始ができるのかなというように思っておりますが、何分にもやはり初

めてのこととありますから、そこで仕事をしていただく運営をお願いする方々にも少しなじんでいただかなければなりませんし、そういったことも含めて3月までには供用開始をしたいと考えているところでありまして、もしもその工事だとか、いろいろな段階で少しずつ早くなるものであれば早く、少しでも早く供用開始ができればと考えているところであります。一応、予定としては3月までには、来年度内には供用開始をしたいというように考えているところとあります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番高道洋子君。

○2番（高道洋子君） できれば前倒しをしてでも、来年度中に、暮れにはもうお風呂入れるというふうになることが望ましいと思っております。

前の説明のときの説明書によりますと、敷地面積が841平方メートルで施設面積が292平方メートルということで、私もあそこの土地が細長くて、しかも道路のほうに向かって少し傾斜になっていると。だからあそこもう基礎を上げて真っ平らにしなければいけないのかなと。それだったら、道路挟んで向かい側の駐車場ですか、すごく止まれる駐車場の一角にどんとしたほうがいいのではないかなということも考えてもみたのですが、お聞きしますが、敷地面積に対して基礎設計の中では292ですから大体3分の2ぐらい使うということですか、土地に対して、施設を。5台か3台ぐらいの駐車場があるとか。私はもう土地ぴったり際々ぴっちりさせてしまおうかなと思ったのですが、今もう一回見返してみると、ちょっとどうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） まだ基本設計これからの話ですので、予定の話ですが、敷地面積に対してびちびち建物を建てるということではなくて、駐車場のスペー

スも取るというように考えています。

やはり近くに公園であったり、それから総合体育館の駐車場ありますけれども、やはり高齢者の方ですとか、ちょっと足に自信のない方だとか、そういう方がいらっしゃればやっぱり近くに駐車場があったほうがいいだろうなというように考えていますので、駐車場のスペースをやっぱり取りたいなと思っています。そこはできるだけ台数は多ければ多いほどいいかもしれませんが、それほど台数は取れなくて五、六台とか、そのぐらいの駐車場が取ればいいのかというように思っていますが、そんな形で考えています。

体育館側のほうがちょっと敷地的には高くて、逆のほう市街地側のほうは少しずつ下がっているような形になりますけれども、この間の簡単な間取り図みたいなのやつ見ていただきましたけれども、体育館側のほうに入り口があって、道路の高さとほぼほぼ同じぐらい、多少スロープだとかついていますから少し高さが上がるような感じになるのかもしれないですけれども、なるべく同じような高さぐらいで入っていけるような、段差がなるべくないような形で入っていければいいかなというように思っています。コミバスもあそこの道路に止めて乗り降りができるような形になればそんなに、入り口すぐですからそんなに歩かなくても、コミバスを利用されている方にとってはすぐ入れます。それから、車で来られた方についても、建物の近くに駐車場がある、そんなにいっぱい台数は取れませんが、そこから歩いてすぐ中に入れます。元気な方については、体育館だとか、それから公園の駐車場のほうに止めていただいて、入っていただくというような形になれば一定のお客さんが来られても、そんなに不自由なく中に入らせていただけるような形になるのかなというように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番高道洋子君。

○2番（高道洋子君） 何台かでも、土地びちびちに建てるというよりはそういうふうに余裕があるのでしたら少しは安心でございます。

図らずも本当に温泉利用ということで、町民の皆さんもすごく喜んでいるし、待ったかいたったというふうにも言っていたいております。

温泉ならばということで、もう少し広げたほうがいいのではないかと、いろいろこういうふうにしたらいい、ああしたらいいという御意見もあろうかもしれませんが、原点は本当にお風呂のない人のためのお風呂ということで、本当に足腰が弱って死んでしまうかもしれないと、待っていた人ですね。ですから、一日も早くという声が聞かれておりますので、お風呂のない人を第一に考えていただき、いろいろあろうかもしれませんが、特別委員会でもコンパクトで身の丈に合ったお風呂ということも決定しておりますし、とにかく一日も早い供用開始をお願いして終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 他に、衛生費、質疑はございませんか。

4番榊原深雪君

○4番（榊原深雪君） 高道議員が詳しく質問されましたので、私は今後のことでちょっと設計業務の後進んでいくと思うのですが、今、町長おっしゃったように、再来年までに完成させたいというような意向もお聞きしておりました。

それで、なかなか温泉というのはメリットとデメリットがありまして、なかなか経営が難しいということがまず念頭にあると思いますけれども、その中で売上げを、もう廃業しなければならぬと落ち込んでいた業者の方、浴場経営の方が3倍に売上げを伸ばしたという例があったのです。それを見ますと、やはり外装と内装を変えたことによってよかったということ、結果が

出ているものもありました。だから、これからどんどんいろいろな補正予算が出てくるとは思いますけれども、やはり今、設計の中でそういうことも、この間勝毎さんに足寄の力ってありましたよね。雌阿寒富士とオンネトーの大きく一面にありましたですけども、ああいったのをやはりどこかに取り入れていただいたりとか、そういうふうに、何せ難しい経営が迫られますので、何とかそれを打破するような力を、そういったところを力入れていっていただけたらありがたいなと思っております。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） これからが基本設計でありますから、今回予算を認めていただければ、なるべく早いうちに基本設計に出してという形にしたいなというように思っています。

そういう中で、なかなかお風呂は特殊で今、最近ではそんなにお風呂はつくることがないのかなというように思っておりますので、なかなかいろいろなところから知識を頂いてつくるという形になるのかなというように思っています。そういった意味で、売上げ自体をそんなに多いものではありませんけれども、少しでも多くの方が利用していただけるような形になればいいかなというように思っているところであります。

そんな中で、外装だとか内装だとか、そういうものでもしもお客さんが呼べるというか、ということになるのかどうなのか分からないですけども、そういう形になればまたそれはそれでいいことなのかなというように思っています。ただ、全体としては、この間お話しさせていただきました2億8,000万円ぐらいの金額ということでお話しさせていただきましたけれども、そういう中で、どこまでやれるのかという部分もあるのかなというように思っています。ですので、なるべく、今、榊原議員さんからお話あったように、内装だとか外装

だとかでも含めてお客さんの呼べるような形になればなというように思っているところであります。

また、できれば基本設計が一定程度終わって、実施設計の予算をまた提案させていただくような時期に、この間出した図面よりももうちょっと中身のあると言ったら変ですけども、もうちょっと詳しいものが出せれば、そういうものも見ていただきながら、また検討していただけるような時間がつくれればいいかなというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番榊原深雪君。

○4番（榊原深雪君） 先ほど高道議員もおっしゃいましたように、やはりいろいろなことを会議のところに持っていく前に、皆さんのほうからのいろいろなアイデアなりを持ち寄って、スピード感を持って進めていっていただきたいというのがお風呂を願っている人たちの気持ちと、私たち推進派のほうにしましてもそういうふうに思っておりますので、やはり大変でしょうけれども、スピード感を持って進めていっていただきたいというのが気持ちでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（吉田敏男君） 他に、衛生費ございますか。

3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 一般質問の今回、二川議員の一般質問での答弁の中で、運営経費のほうは年間1,000万円ということで、他町のを参考にしてこれを打ち出してきたということをお伺いしましたが、この1,000万円、月にあれすると80万円ちょっとですよ。そんなに大金ではないのですが、これで本当に賄っていいのか。1,000万円という金額を打ち出した根拠といいますか、他町の参考にした、それをちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

全員協議会の資料の中で、まず運営経費が幾らになるかというのは以前もお話しさせていただきましたが、営業日数ですとか、営業時間ですとか、運営形態によっても非常に大きく変わるもので、全員協議会の資料の中では、前回もお話しさせていただきましたけれども、他自治体の同規模施設の指定管理委託料が年間1,000万円程度という事例がありましたということ、まだこれから実際のところ、基本設計なりをする中でハードの部分とさらにソフトの部分、受けていただける方、可能であれば指定管理者というのが望ましいかと思いますが、それもその方の運営形態にもよって変わるので、本当に事例として1,000万円で行っているところがありますよという御説明でして、今後基本設計の中である程度、例えば設定として何時から何時まで、1週間のうちで何日営業という仮の設定をして、例えばふだん掃除に何時間かかって、オープンしてから1人では心もとないので2人必要だねとか。あと水道料金が、これは上水道料金の大口というのが今設定ないので、それらを大口というのを変えて料金設定をしていただくですとか、その他、本当に様々な前提条件の設定によって大幅に変わるもので、なので、今1,000万円と言ったのは、ある町では1,000万円で行いましたよという事例でしかございませんで、今後基本設計の中でより具体的なもので、そんなにかかるのだったらもうちょっとコスト削減のための、ほとんどが人件費とあとエネルギーの関係ですので、エネルギーもどのように熱効率のよい、源泉を暖房ですとか他のシャワーとかそちらのほうのお湯に、水を温めるとか、そういうところもいろいろ変わってくるので、やはり基本設計の中で前提条件がこうこうですと、その場合こうい

うような設定になりますというような形で、それも受けていただける業者さんがいるかということも大きく変わりますので、まだまだきちんとした数字をお示しできるところではないということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

これから下がることはないにしても上がっていくのだろうかというふうに普通予測されることで、私が心配するのはやはり受けてくださる方がいるのか。もし受けても、これから先10年20年、事業が継続されるに当たって途中でやめてしまわないか。そういうことがやっぱり懸念されるわけですね。なので、経営の金額というのは大変重要になってくるかと思いますが、先ほどから町民がやはり希望されているということで今回持ち上がったこの件なのですけれども、希望されている町民もいますし、町長のほうもおっしゃってましたけれども、いろいろな意見があるよと。当然だと思ふのです。なので、お風呂の欲しい人は欲しいと言いますけれども、欲しくない人は声を上げないわけです。なので、隠れた反対の意見があるということも念頭に、一番懸念される持続可能な事業なのかどうか。多分、であろうからここに持ってきたのだと思うのですけれども、その辺を町長のほうから少しお話いただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 運営費、建てるときには一定程度一時期のお金で、あと運営費というのはずっと、このお風呂をずっと運営している間ずっとかかるわけですから、そういった部分ではずっと、この2億8,000万円ぐらいかかって建てたら、今度その後はずっと運営していくためのお金、それから維持補修のためのお金というのがずっとかかってくるということになり

ます。

それで、先ほど経営の話などもちょっと出てましたけれども、なかなか、前にもお話しさせていただきましたけれども、入浴料で運営費賄おうということはちょっと不可能だというように思っています。そういった意味で、なかなかこのお風呂をやるというのに二の足を踏む部分というのはやっぱりあるのですけれども、しかしながらお風呂を必要とする人たちはやっぱり一定程度いて、これは衛生管理だとか健康管理だとか、そういったことも含めて考えていきますと、やはり必要だよと、その町にお風呂というのはやっぱり、入浴施設というのはやっぱりなければならないよねと。人数的に利用される方は少ないかもしれないけれども必要だよねということになるのかなというように思っています。そういった意味で、今回基本設計の予算も出させていただいているというようなことでありますけれども、やはりつくり上げたら今度はいかに長く町民の皆さんに利用していただくかという部分になるのかなと思います。

そういった意味で、いかにお風呂を長く継続して続けていけるかどうか、持続可能なかどうかというところがやっぱり一番大事な部分なのかなというように思います。つくってもすぐに使えなく、運営してくれる人がいなくなってできなくなったとかということにはやっぱりなりませんので、そういう運営していただく方たちがやっぱりそこで働いていただける環境というのがきちんとつくらなければならないのかなというように思います。ですから、経費についてはなるべく安くこしたことはありませんけれども、一定のやり続けられるだけの経費というのもやっぱりかけなければならないのかなというように思っています。

先ほど副町長のほうからもお話ありましたけれども、大きいのはやっぱり人件費になります。そこで、お風呂の掃除ですと

か、それから運営に関わって受付だとか、いろいろな施設の周りだとかも含めて清掃したりだとかいろいろなことでやっていただく、そういう方の人件費というのが多分半分以上ぐらいになるのかなというように思います。それとあと光熱費、光熱水費ですか、そういったようなことと、あと若干の消耗品費、そういったものが全体としてはかかるのかなというように思っておりますけれども、1,000万円で本当に済むかどうかというのは、他町ではそのぐらいでやっているところもあるということなので、やり方によってはそれでできるのかもしれないかもしれませんけれども、では足寄町で今これからつくる施設が果たして1,000万円でできるかどうかというのも、またこれからの検討になってくるのかなというように思っています。

ちょっと答えになっているかどうか分からないのですけれども、やはりずっと継続していくための経費ですから、そこはやっぱり一定程度町から税金を投入して、それでもやるという、そういう考え方で行かななければならないというように思っていますので、今後もうちょっと詰めながら、なるべく経費をかけないで、だけれども、継続がきちんとできるような、そういった事業費にしていかなければならないのかなと思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

そのラインがとっても大切になってくると思います。町民のどなたでもやっぱりつくってよかったねと、若い人たちも、そう言ってもらえるように、やはり私たちも決めたからにはそういう知恵を出し合ってやっぱりやっていかないといけないと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、衛生費。

9番高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） 今回の温泉施設、町長の大英断だと私は思っております。

2億8,000万円をかけてこの施設をつくる、年間1,000万円程度の、今まで皆さん質問されていましたが、このお金を投入してあそこの地に温泉を建てていく。大変なことであろうと思われま

す。こちらで年間1,000万円、先ほど進藤議員も皆さんも御指摘になっているとおり、年間1,000万円程度でこれが果たして済むのであろうかというところは本当に大きな問題であろうと思っております。僕の試算であれば、全く1,000万円では足りないというふうに思っています。

そして、先ほどから町民おっしゃっているように、入浴料では全くまかたができるものではない。先日、二川議員の質問においても、足寄町は幾らぐらいの入浴料を取るのかという、そういう御質問もあったかと思われま

す。○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 入浴料の関係でござい

ますけれども、まだ具体的に、では幾らにしようかというお話はまだ具体的にはしておりません。いずれにしても町民の方でお風呂がない方だとか、お風呂があってもなかなか自分で一人でお風呂に入るのはなかなか大変だよというような方たち、そんな方たちが主な利用者の方になるのかなというふうに思っています。そのほかに、あと例えばキャンプに来られた方だとか、そういったような方たちがちょっと汗を流すのにだとかというようなことで使われるような形になるのかなというふうに思っているところであります。ですから、町外から来られてキャンプに来られるような方たちについては少し高くても、これはいいのかなと思っておりますけれども、町民の方たち、とりわけお風呂がない方だと

か、それからお風呂がちょっと一人では入るのちょっと心配だなという方たちについては、そんなに高い金額にはできないのかなというふうに思っています。ですから、ただ今むすびれっじのところでお風呂のない方たちがたしか150円だったと思いますけれども、1回入浴するのに150円ということでお支払いしていただいています。それよりももうちょっと高くなるのかもしれませんし、また高齢者の方たちが、ではその金額をストレートに払うのかというようなことだとか、いろいろまだこれから検討していかなければならない部分のかなというふうに思っているところであります。ですから、まだ金額幾らというようなことはちょっと決め切れてないの

ですけれども、そんなに町民の方たちに高い金額で入浴というようなことにはならないの

だろうなというふうに考えているところであります。

ただ、先ほども申し上げましたように、入浴料だけでは運営費の本当にごく一部という

ような形になりますので、そのほかの部分については税金を投入していく形で運営費を出していくという

ような形になるというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） 野中温泉では400円、芽登温泉ではたしか600円という形で今お金を取られているというふうに私は認識をしております。その中で、足寄町のあの施設を2億8,000万円、約3億円もかけてやっていくときに、あそこ250円だとか150円で提供するという

ことはどういうことなのかなというふうにちょっとクエスチョンマークがつき、一般の人からはある程度の金額はもらったほうがいいですけれども、やはり高齢者だとか、そういういろいろな福祉の関係のある方に関しては減額をするという考えを多分お持ちになっていくのであ

しますけれども、やはりある程度の金額を設定はしなければ、経営上全く成り立たない。というか、一日何人あそこに利用者が出てくるのであろうかというところもすごく懸念材料の一つであろうと私は考えております。そのところで、現状としてどのぐらいの使用者数を見込んでいるのか、全くそこも想定をされていないのか、御質問いたします。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今、むすびれっじのところで使用されている方たちが大体一日十四、五人ぐらいとなっています。時間的にも制約がされての時間ですので、なかなか夕方この時間でということが入っていただいているので、それとやっぱり本当にお風呂のない方たち、そういった方たちに入っていただくということになっています。ですから、そういう方たちは今後当然お風呂がなかったりということですので、そういう方たちはきつともってこれからも新しくお風呂ができればそちらのほうに入るということになるのかなと思いますし、今までは男女分けたりだとか時間帯分けたりだとかしながら入っていますので、かなり不自由な形の中で入っていらっしゃるのかなというように思っていますので、実際のところはもうちょっと増えていくのかなというように思います。

それから、私が聞いているのは、一人暮らしでなかなか自分一人でお風呂沸かして入るといってもなかなか大変で、その後、後片付けしたりだとかそういうのも、掃除だとかするのなかなか大変だよという方たちで、一人が入っていて例えば転んでだとか、それから何かあってだとかというそういうことで不安があるよだとかという方たちの声も聞こえてきます。そういう方たちも、できればそういうみんなで入れるようなお風呂があったらいいなという方もいらっしゃいましたので、そういう方たちもまたその分増えてくるのかなというように

思っています。

ただ、とはいえ、では十四、五人ぐらいの方たちは確実に入るだろうと。そのほかの部分でどのぐらい増えるのかというところ、やっぱりそれはなかなか入りたいときもあれば、入らなくてもいいなというときもあつたりとかしますので、毎日毎日それでは入るかというところでもなくて、何回かのうちに一回ぐらいはそうしたらあそこに行ってみようかだとかということはなってくるのかなというように思いますので、そういう方たちが毎日毎日来られるという方はなかなかいないかもしれないなというように思っております。

ただ、あと一定程度できればロビーみたいなところで、椅子、テーブルだとか、それから小上がりみたいなのが置いたりしながら、少し時間をつくって今コロナなのでなかなかお話もできないかもしれないですけども、コロナが少し過ぎて、時間があれば、何人かの方たちで集まって一緒にお風呂に入って、お風呂入った後みんなで少しおしゃべりをしてだとかというような、そんなこともできるのかなというように思っていますので、そんな方たちも少し日中明るい時間帯で高齢者の方たちが来ていただけるようなこともあるのかなと思っています。

今、何人というのはなかなかちょっと想定はしていませんけれども、一日平均すれば二、三十人ぐらいなのかなと。そんなに多くの方たちが来られると、1年間を平均すればそのぐらいの人数なのではないのかなというように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） 想定として二、三十人。取れたとして一日1万円ですかね。そのような中で足寄町がまさしく湯水のごとくお金を投入していかなければいけない可能性があるという施設になる。だけれど

も、これはある意味福祉的な考え方もあるのだというふうに私も考えております。その中で、この先の経営をどのようにやっていくか。行政がやった場合にどんな状況であれ、ずっとやり続けなければいけないというところに私は問題があるのかなというふうに、実を言うと思っています。これもし民間であれば、これだけ投入、お金を、資金を投入しました。利益が出ませんでした。そうしたらやめなければいけないという状況になる。しかし、公共的に足寄町が運営するのであれば、一度つくってしまえば20年、30年は確実にやらなければいけない状況になる。ここにお金が投入される金額は一体どのぐらいのお金になるのであろう。そのように私は考えます。この先、人口が増えるのであれば、もしくは観光客の流入が多くなるのであれば、その辺の見通し、一日40人、50人入ってきていただければ何とか運営費、経費のほうも少なくなっていくのであろうことも考えられるでありましょうけれども、この先、あと5年とか10年ぐらい、行ったところでは今度高齢者の方も人口的に減っていくという試算があらうかと思われま。その辺のところを町長はどのようにお考えなのか、お聞かせを願います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 町の人口については、なるべく減少していかない、人口の減少率を抑制する、そういった取組をこれからも続けていかなければならないのかなと思っています。

ただ、そうはいっても、日本全体が人口が減少してきているという状況の中で、足寄町が何ぼ頑張っても、この減少していくのを抑えるというのはかなり至難の業ですし、どこの町もなるべく減少していく率を抑えようということで考えて、いろいろな取組をしていますけれども、やはりそうはいってもやはり減少していくだろうというふうに思っています。

足寄町もやっぱりこの5年間ぐらい、国勢調査などを見ても年間でいくと100人まではいきませんけれども七、八十人ぐらい、平均するとやっぱり人口が減っているという状況になっています。これからもやっぱりそこまで行くかどうか分からないけれども、これからのまちづくりによって変わってくるのかもしれませんが、やはり人口が減っていくだろうというふうに思っています。高齢者の方たちも、これは多分高齢者の方たちは一定程度まだ増えていく可能性はありますけれども、多分どこかで人口の減少と、それから高齢者の高齢化になってきて、どこかで止まったりだとかするのかなとは思いますが、高齢者もまだしばらくは増えていくのかなというふうに思っていますし、それから今の状況でいけばやっぱり一人暮らしの高齢者の方が増えていったりだとか、そういう状況にはなっていくのかなというふうに思っています。そういうことでいくと、まだしばらくの間お風呂に対する需要というか、要望というか、そういったものは高いのではないかなというように考えているところであります。そういうことでいけば、全体としてやっぱり人口も減ってくるし、利用される方も一定程度は定着していくかもしれないけれども、先ずっと見ていけばやっぱり少しずつ減っていくのだろうなというところかなというふうに思っています。

そういう中で、ではお風呂なくてもいいのかということになると、今段階でもやはりお風呂なくて困っている方たちもいっぱいいらっしゃいますし、いっぱいといってもお風呂の本当にない方で五、六十人もいないのかな。本当にお風呂が困りますよと言われている方たちは五、六十人ぐらいのかなと思っています。だから、そういう方たちプラス健康のためだとか、少しお友達と一緒にみんなでお風呂に行こうだとかという方たちが増えれば、一定程度の人数にはなるのかなというよう

に思っていますし、高橋議員言われたように福祉の観点だとか、それから健康管理だとか、そういった観点なども含めて、一定程度町からの財政を割いて、そこに投入していくということは、これはやむを得ない部分なのかなと思いますし、そのことによって高齢者の方たちが生きがいを持てたりだとか、お友達と一緒にお話だとかすることによって元気になれるだとか、そういった効果も少しあるのではないのかなというように考えているところであります。

人口減少の部分はこれやむを得ない部分なのかなと思いますけれども、そういういろいろな部分で、このお風呂がまた高齢化社会の中で役に立つ部分というのは、今後もその部分はきっと変わらなくあるのではないのかなというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） 町長のお考えは理解すると私も思っています。

この場所に町長が決断をなされたという経緯、僕も何回かあそこを見に行きました。やはり東側が大分下っている。多分1メートルぐらいあそこ盛土をしなければいけない状況にあるのであろうかというふうに考えております。

それで、駐車場は恐らくそうすると南側には駐車場を持ってくることはできないであろうなど。北側のほうに駐車場を設置するような形をつくっていくのであろうなというふうに何となく私もイメージとしてできました。

その辺は建設課の課長としてどのような考えているのか。設計、ある程度なされたのは建設課だと思いますので、その辺お伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 今回、この場所を基に基本設計というような形で出させていただきました。現地の傾斜だとかも確

かにありますし、その辺の全体的な地形を加味しながら、議員仰せのとおり、傾斜のあまりきついところに建てるというのも大変かなというふうに思いますが、そこら辺を加味して配置だとかを検討していきたいというふうに考えてますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） 多分かなりお金かかってくるのだらうなというふうに僕は思っています。

こちらには予算書では、予算書というかな、見込みでは2,000万円、用地含めて2,000万円という形になっていきますけれども、もうちょっと上がっていくのではないのかなと思うと、やっぱり3億円は超えてくるのだらうなという感覚でいます。

この用地ではなくて、ほかの用地、今総体の向かいに大きな駐車場がありますよね、南側にね。あそこの植樹帯というかな、あそこのところにつくるという計画、もしくはほかのところに計画をしたという今までの経緯というのはいくつかあるのですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 私も一番最初に考えたのは、総合体育館の南側のあの大きな駐車場の一番端というか緑地になっているところの端辺り、昔小さなトイレがあったところ、それと駐輪場かな、があるところ、あの辺りが一番いいかなというふうに思っていたのです。そうすると、源泉からも真っ直ぐストレートに源泉からお湯持っていけるということで、温泉なのでスケールというかすみたいなのがたまったりとかいろいろすることも考えると、なるべくストレートに真っ直ぐのほうパイプに仮に何か詰まったにしても掃除しやすかったりだとかするのかなというふうに思っていて、素人ながらですね。あの辺りだと一番いいかなというふうに思ったのですが、あそこの中の里見が丘公園の公園の中になるのですね。公園の中にお風呂というのがな

かなかつくることができなくて、それを認めてもらうということになるとかなり時間がかかるということみたいなのです。

実を言うと、総合体育館から大きな駐車場、あの辺りがずっと全部、それからずっとプールのほうに行けばプールのほうまでずっと公園になっているのですね。公園の敷地の中になります。里見が丘公園の敷地の中に入っているということで、その中に建てるとなるとやっぱりレクリエーション施設とかスポーツ施設とか、そういうものであれば建てられるのですが、単なるお風呂というのはやっぱり該当にならないらしいのですね。スポーツ施設と合体して何か建てられないかなと、お風呂も建てられないかと思ったりもしたのですが、そうやってするとやっぱり建設費用もかなり大きくなってきたりとかしますので、実際になかなか難しいということで、そこにつくるための認可もったりだとか、いろいろ手続等にも時間がちょっとかかるというようなことでしたので、それであればやっぱり公園の敷地内はやっぱり難しいのかというように考えて、やっぱりせつかく温泉があるのですから温泉使ってやればお湯沸かす、そういう燃料代だとかも含めて考えていくと、温泉を使えばいいなということで、やっぱりその近くに建てようということになると、空いている土地として今の候補の土地と、それからずっと奥のほうにプールの横、入り口の横ぐらいですかね、ぐらいに少し空いている土地があるのですけれども、いずれにしても同じぐらいの面積であるのですが、どちらがいいかという話になりました。であれば、であればやはり目立つ、里見が丘公園に上って行ってすぐ温泉があるというほうが町民にとってもいいのかなというように思いましたし、それから観光で来られる、キャンプだとかで来られる方たちについてもそのほうが目につき、分かりやすくいいのかなというところでちょうど空いている土地があったの

で、そのところで建てられないかなということで考えておりました。

だから、候補として3か所ぐらい上がったのですが、あの近くで、あそこが、今候補としている土地がやっぱり一番いいのかなというように考えて、その場所というようにさせていただきました。源泉からもやっぱり、プールのほうにまで行くとやっぱりちょっと距離がありますので、そういった意味では、こっちのほうがいいのかなというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） この場所、四方というかな、駐車場が全く取れない。町民の方が駐車場に車を止めて歩いてこられる。多分高齢者の方が多くなるのだろうなというふうに想像がつくわけです。その中で、やはりこの除雪がしっかりできるのかとなると、やはりその辺も懸念の材料になってくるのかな。もちろん五、六台、六、七台止めれる駐車場スペースはあるとはいえ、そこに常時普通の方が止めるということはちょっと不可能に近いのかなというふうに、実を言うと思っています。やはり、高齢者専用になるだとか、車椅子の方だとか、いろいろな方の駐車場スペースという本当に一時的に置かれるスペースにそこがなっていくのであろうなと。その中でやはりこここのところというのは、ある程度傾斜地になっているところであると。そういう中で、危険性だとか、そういうふうなものというのはやっぱり考慮していかなければいけないことなのかな。やはり歩く、ちょっと遠くの駐車場に、遠くというかな、道路渡って駐車場に止めましたといっても結局は歩いてこなければいけない。そのときに、その人たちの安全面を考えたときに、本当にこの場所っていいのかな。僕は時間をかけてでも、逆にいったら公園内の大きな駐車場のところに温泉施設を建てても、それはいいのではないのかなという

ふうに実を言うと思うのですよね。

基本的に今現状コロナにおいて、ここに入浴施設ができたとします。そのときに、この間も公共入浴施設のクラスターが発生したと。例えばこれ足寄町がある意味運営管理をするところを担うのであれば、多分コロナの緊急事態宣言が出ましたというふうになったときには、ここの施設というのは恐らく使用中止という判断を町としてはせざるを得ないのではないのかなというふうに思っているのですけれども、そういうところはどのようにお考えなのですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今まであんまり温泉だとかでクラスターだとかずっと発生していなくて、お風呂だとかというのは、飛沫感染なので湿気の多いところだとか、そういったところでいくと比較的飛ばないとか、なのかなというふうに思っていて、そういうこともあってお風呂だとかではあまりクラスターが発生していないのかなというふうに思っていました。ただ、やっぱりお風呂の中だけではなくて、ほかのところもあるので、そういったところで感染するということもあるのかもしれないというふうに思っています。

ただ、今回公衆入浴施設ということになりますと、やはり毎日毎日使わなければならない、そういう施設でありますから、やはり仮にまた緊急事態宣言だとか、そういうものが発生したとき、ではどうするのかというのはやっぱりその状況も考えなければなりませんけれども、基本的には使えるような、感染対策をしっかりして使えるような形にしていかないと、そこ、緊急事態宣言の間ずっと使えませんとすると、またお風呂に入れない方たちが出てくるということになりますので、そこはやっぱり使えるようにしなければならないのかなというふうに思っています。ただ、やはり感染対策というのはやっぱりしっかりとしながらという、そういうことになるのかなという

ように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） そうですね。もちろんそうなのですけれども、基本的に町が運営管理の部分はある程度担う部分であれば、公共的な施設であれ、入浴施設でもクラスターが発生したところがニュースが報道とかあった以上、やはり足寄町としてもそこは閉鎖せざるを得ないのであろうなというふうに考えます。ということを見ると、今コロナ禍において、拙速にいろいろな問題、ファクター等々含めた中で、もっと検討しなければいけないことはたくさんあるのであろうなというふうに思っています。その中で、なぜ来年度、再来年度に供用開始を急ぐのか。僕としてはここの基本設計の間をもうちょっと助走期間を取っておいても特に問題はないのではないのかなと、そういうふうに感じております。例えばそれは3か月、例えば3月、12月の議会ではなくて3月の議会に実施設計を出していきますよと。そうすると、ここからもうある程度、建設課のほうではある程度、執行部側ではある程度煮詰めているのでしようけれども、その辺の時間的スパンを例えば3か月余分に取ろうが何も僕変わらないのではないのかなというふうに思うのですよね。ここの助走期間をしっかり取ることによって、要するに、先ほど進藤議員も言われたように、賛成者もいる、反対者もいる、その中で一番ベターなものをつくっていかなければいけないのだと。これが結局足寄町の将来にわたってこの施設が、入浴施設がいいものなのだ、よかった、つくってよかったなと言ってもらえるような施設をつくらなければいけない。そうしたときには、ある程度の助走期間というのは僕は必要なのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺町長いかがですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 期間長く取れば取るだけいろいろな議論はされるのかなというようには思います。しかし、その時間が長ければいいのか。短い時間の中でも一生懸命密に、あまり密と言うのはよくないのかもしれないのですけれども、しっかり中身を検討していければいいのかというところなのかなというように思っています。長ければいいというものでもないのかな。短ければいいというものでもないのですけれどもね。やっぱりその中身だというように思っています。その中できちんと議論をしながら、どういうものをつくっていくのかというところをきちんと話しなければならぬというように思っています。

先ほども申し上げましたように、議会にもなるべくいろいろと情報を出しながら、内容を見ていただきながら、引き続き、議員の皆さん方がいろいろと疑問に思うことだとか、こうしたほうがいいのかどうか、これはやめたほうがいいのかどうか、いろいろなところを出していただきながら進めていきたいというように思っているところであります。

一定程度やっぱり工事時間というのは必要になってきますので、遅らせれば冬の期間にかかったりだとか、冬工事にかかったりだとかするとやっぱりまたそこでいろいろな問題も出てくるというのがありますし、なるべくいい時期に工事ができるような、そんなスケジュールで行けばやはり当初の予算で予算が見れば、一番時期のいい、天候のいい、あまり寒くもならない時期に工事ができるのかなというように考えています。

それを1年ずらせばいいのではないのという話もまた出てくるのかもしれないです。何も来年でなくてもいいのではないのということで1年ずらしたらどうなんだいという話もあるかもしれませんが。そういうこともありますけれども、一つはやっぱり私の公約の中で、努力をさせていただくと

いうことで公約の中にも乗せさせていただきましたし、そういった意味では、私ごとで何か申し訳ないですけれども、私の一定での任期の中である程度めどはつけたいなというのが一つ思っていた部分であります。

今、いろいろといろいろな公約出していますけれども、なかなかコロナの関係もあってできない部分もありますけれども、やはりお風呂の問題については非常に、先ほどの話で、町民の方にはいろいろな意見があるのですけれども、だけれども、お風呂がやっぱり必要だよという方たちの声もいっぱい聞こえてくる。必要のない方はきつともってそんなこと言わないので聞こえてこないのかもしれませんが、もしかしたら。しかしながら、そういう声も聞こえてくるということもあって、なるべく早い時期にできることであればやりたいなというように考えていまして、コロナがあって少し検討の時期を逃したりだとか、それから温泉の水位がちょっと下がったりとかして、本当にここの温泉で、泉源で大丈夫なのかというのを検討したりだとか、そんなこともあって、ちょっと時期が遅れてきて、ちょっと検討の時間が、そういった意味では基本設計、実施設計、この時間がちょっと短くなってしまったということもありますけれども、その分はやはりその中身を詰めるということで、時間が短くて検討できなかっただとかというように、時間が短くて失敗しただとかということがないようにやっていきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） 町長のおっしゃることよく理解できました。

しっかりと、ここの3か月間というのはすごく重要な時期になるのだと、私は思います。今回基本設計ですけれども、本来であれば約1年ぐらいきちんと、基本設計か

ら実施設計の間を1年ぐらいのスパンを取りながらしっかりと計画を立てて、そして実施設計をして、そして施工という形、要するに、行政で行くのであれば基本的には3年ぐらい、2年から3年のスパンでもものが建っていくというのが今までのやり方、行政の進め方であろうというふうに私は感じていました。それは町民にしっかりと理解をしていただく、そして町民の方に、こういう施設はやっぱり必要だよなと思っていただける、そういう時間を取ることが僕は重要なのだというふうに考えています。しかし、ここやはり早急にやらなければいけないというところだけで走るということではなくて、やっぱりしっかりとした計画の下、やはり形をつくっていただきたいと思います。そして、町民に喜んでもらえるものにしていただきたいと思います、そういうように私は考えています。

町長のお考えは十分理解できておりますので、その辺は私はもうあまり言うつもりはございませんけれども、しっかりと計画を推し進めていただきたいと思います。そして町民に、多くの町民に今の状況なり、こういうような形で進めるということをアナウンスをきっちりとしていただけることが私はベターであろうというふうに思っておりますので、もちろん12月にぼんと来てしまったら、基本的には議会は途中、臨時議会があるかどうか分からないですけれども、その辺私たちにも情報が入ってこない。もちろん町民の方にも情報が行かない、そういうような状況の中で実施設計に入っていくという状況になるのであろうと思います。ですから、その辺はいろいろなことを考えていったときに、いや、これ待てよ、実施設計、ちょっとここでなくてももうワンタイミングずらすかということもあってもいいのであろうというふうに思っています。その辺は、あとは町長の心づもりなのだろう、腹づもりなのだろうというふうに思います。しかし、そういうことをやることに

よって、みんなが納得していいものになっていくのだという一方の考え方もあるのであろうと思いますので、その辺町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今回、お話しさせていただいた部分も、一定程度前段に全員協議会開いていただいて、その中で議員の皆さん方にはこういうようなことで今考えてますよということでお話をさせていただきました。そのときにもお話しさせていただきましたように、その後、今回基本設計出しますよ、その次に実施設計出しますよ、そして工事費も出しますよと、その時期その時期で皆さん方に御議論いただける、そういう機会を持ちたいと。特別委員会も開いていただいて出していただいた報告を基に、何もいきなり議会の中で基本設計出すということではなくて、やはり事前にこういうことでやりたいですよということでお話をさせていただくということで、順番をなるべく少しずつ議論の、また皆さんに知っていただける、説明させていただける、そういうことを積み重ねながらやっていきたいなというように思っております、今回も事前に全員協議会開いていただきました。

この後、どういうスケジュールになっていくのかというのはちょっとまだ分かりませんが、できるだけ事前に、予算出す前に、全員協議会なり開いていただいて内容をお知らせして、皆さんからいろいろな意見頂きたいなというように思っています。そのことがやっぱりよりよいお風呂につながっていくのかなというように思っています。

それと、あと町民の皆さんにも、どんな形になるかちょっとまだ決めていませんけれども、広報なり、それからパブリックコメントみたいなようなことで、少し基本設計だとかである程度の形がもうちょっと詳しい中身の形が見えたら少しお知らせをし

て、こんなことで今入浴施設を考えてますよというようなことで、また町民の皆さんからも意見を頂くなりというようなこともできればというように考えているところがあります。

期間短いですが、その中でしっかりと皆さん方から意見を頂きながら、建設に向けてよりよい入浴施設になるようにいろいろ御意見頂きながら進めていきたいなというように考えてますので、十分に皆さん方の意見を取り入れたものになるかどうか分かりません。いろいろな意見頂いても、それはちょっとできないだとか、これはこうしたいだとかというようなことも当然出てくるのかもしれませんが、そんな形で進めさせていただければと考えているところがあります。

以上であります。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、衛生費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

20ページから22ページ、第6款農林水産業費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、第7款商工費。

2番高道洋子君。

○2番（高道洋子君） 商工費の商工振興費の負担金、補助及び交付金のところをお伺いいたします。

この補助金の中で、23ページですね、補助金の事業継続緊急支援金とか事業継続支援金とか、プレミアム券とかいろいろ補助された内容が記載されておりますが、この中で事業継続支援金と感染防止対策支援金がそれぞれ855万円、160万円と減額になっております。この経緯というか理由ですね、お聞かせ願いたいと思います。なぜ残したのか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 事業継続支援金ですとか、緊急支援金というところなのですが、こちらにつきましては、緊急支援金はあるのですけれども、事業継続支援金というのは、あくまでも本人申請、事業者のほうから申請していただいでうちのほうで審査して補助金として出すということになってございますので、申請数が想定よりも少なかったということでございます。

あと、飲食店の、宿泊施設等の感染防止対策支援金でございますけれども、こちらあくまでも事業者側からの申請ということになってございますので、これも想定よりも申請数が少なかったということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番高道洋子君。

○2番（高道洋子君） これは大変ありがたい、事業主さんにとっては、個人差もあるかとは思いますが、ありがたい金額には間違いありません。

いろいろな人、本当に頂いたおかげで間屋さんにもお金払えたし、本当にこの夏を乗り切ることができた、春を乗り切ることができたという人が聞いております。また反面、あまり影響なかったという人もお話も聞いております。だけれども、大方の方は本当いろいろな意味で、お客さんが来ない、それから前にも言いましたけれども、美容師さんにしても呉服屋さんにしても、みんな外出することがなくなって、髪も二月、3か月に1回しか来なくなったとか、もう呉服屋さんに至っては本当に何十日も1人もお客さんが来ないとか、いろいろあるわけです。そういう中であって本当に頂いてありがたかったという声が大きく聞いております。しかし、事業主によってはありがたい支援金ではあるけれども、もう焼け石に水だと、頂かないよりはいいけれども、それはもう決定的な救援にはならない。もっともっと欲しいのだという人の話もあります。

そういうことで、申請者がいないということは、申請の仕方が皆さん、事業主さんはみんな高齢化してますから、どういうふうに上げていいのかという、当初、最初の頃はそういう悩みありましたよね、あったのです。私聞かれましたけれども。だからそういうふうに申請の仕方ですね、それを改善してあげるとか、それから単価を、せっかくの予算でもあるので、単価を上げるとか、何かそういうふうに考えたらどうなのかなという思いもありますけれども、どうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 今、質疑中なのですけれども、ちょっと休憩時間も取りませんでしたので、ここで暫時休憩をして、1時からということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

ここで、それでは暫時休憩をいたします。

昼食のため、1時再開といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

経済課長、答弁からお願いします。

経済課長。

○経済課長（加藤勝廣君） まず事業継続支援金についてですけれども、要件として令和3年3月から5月で最も減少、売上額が減少した月が令和元年または令和2年の同じ月と比較して5%以上売上げが減少している。または、令和2年の1月から12月の月平均売上げと令和元年の1月から12月の月平均売上げを比較して5%以上減少しているという二通りから選ぶことができます。そして、その減少率が5%以上と20%以上、それと50%以上ということと、それと減少額が15万円未満、15万円以上、30万円以上、60万円以上、100万円以上、200万円以上というふうな細かい区分けになっておりまして、それぞれ対比したところに該当する部分で支援

金が5万円、10万円、20万円、30万円、50万円、100万円というふうに支援金を支給するような形になってございまして、かなり幅広く該当するような形になっております。

その申請なのですが、かなり昨年度より簡素化されてまして、かなり申請しやすい形を取っているということになっていきます。それでも申請の仕方が分からないとかということでありましたら、役場の窓口ですとか、商工会のほうでお手伝いすると。実際に役場の窓口に来て申請のお手伝いしてる場合もありますし、商工会のほうでかなり数申請のお手伝いをしているということも聞いています。また、商工会の会員ではない方についても商工会のほうで対応していただいているという話も聞いております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番高道洋子君。

○2番（高道洋子君） 分かりました。

昨年よりも申請基準が、方法が簡易になったということだということですね。それでもまだ厳しい人もいらっしゃるということで、本当にきめ細やかな申請手続を支援していただきたいなと思っております。

今回の予算書でいきますと、855万円ですから、たしかこれ3,700万円でしたか、計画していたお金が、3,700万円の850万円ということは23%、約4分の1ほどが取り残したというか、ということになる。そうすると大変大きな金額だと思うのですよね、4分の1ほどの余したということは。ですから、だけれども実際市中というか町なかを聞いて歩くと、本当に大変だ大変だという声は聞こえてきます。中には、何業者か、コロナの前に戻ったとか、コロナのおかげで売上げが伸びたというところもあるのですよ、その店によります。それはごく少数でもあることはあるのですけれども、でも大多数の人はやっぱりやめようかと思う、年も取ったし、商人を

やめようかと思うという話はよく聞く話です。その中で皆さん頑張っているわけですね。

4分の1残すということは、実際どうか分からないのですけれども、本当に困っている人がいないのかということには私はならないと思うのです。それで、幕別町あたりは何か先日の新聞によると、20%以上の業種を絞って、本当に飲食店と幕別の場合はタクシー業者でしたか、タクシー業者も何店舗かと足寄のように1店ではないのですけれども、そういうところに的を絞って、そしてその中で飲食店でも20%以上減もしくは20万円以上減のところを的を絞って、そして15万円ずつというふうに書いてありますけれども、しかし、足寄で的を絞るということは乱暴なのかなという気がします。5万円でも10万円でも頂いたほうがいい人もありますから、そういうことで、この支援金はやっぱり国からのそういうあれですか、国からのお金ですから、支払方法も支援の方法も全部国の方法に従っておおむねやるということなのでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） これコロナ対策の交付金なのですけれども、これは事業者が損失を受けたのでその損失補填で支払うということでは事業の対象にはなりませんので、あくまでも事業を継続するための支援金ということで交付しなければいけないということになりますから、あくまでも継続するためのお金ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番高道洋子君。

○2番（高道洋子君） それでは、この4分の1はとっても頭から離れないのですけれども、下の160万円についても、これは消毒薬とかそういう物品になるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） こちらの足寄町飲食店・宿泊施設感染症予防対策支援金ですけれども、こちら飲食店ですとか食事を提供するようなホテルのところに対しまして、パーティションですとか、いわゆる感染防止の対策を行っているようなところに対して、50席未満であれば5万円、50席以上だと10万円という形で定額で支援しているお金でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番高道洋子君。

○2番（高道洋子君） 飲食店で5万円頂いて、そういえばすごい喜んでいた人おりました。パーティションなどなかなか日頃のあれから買うわけにいかない、買えないと、利益から、ということでありがたいということではなかったですね。だから、現金で配っていると、お支払いしているということですね、現金で、現物でなくてね。

私は今回質問した理由は、せっかく国からの交付金なので余すところなく、本当にしっかりと困っている事業主やその継続を希望している事業主さんに、予算どおり漏れなく支援してほしいということを要望しまして終わります。

○議長（吉田敏男君） ほかに、商工費はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、22ページから24ページ、第8款土木費、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に行きます。

次に、第9款消防費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、24ページから28ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

11番木村明雄君。

○11番（木村明雄君） ここで、足寄高校の海外研修派遣事業、これについてちょっとお伺いをいたします。

これはコロナの影響で今年、去年もそし

てまた今年も見送りをしなければならなくなつたと思うわけなのですけれども、ここで海外のこの研修というか、派遣事業、これについて入学するときに、やはり期待をしてこの足寄高校に入学をする人もいたのではないかと、私はそんなことを考えると、ころなのですけれども、ここでやはりこれができないということであれば、これについての代替の事業というか、これらをちょっと考えているのかどうなのか、その辺お伺いをしたいと思ひます。仕方ないから、もうこれで終わりなのだということなのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

本当に木村議員おっしゃるとおり、期待して入学した生徒たくさんいらつしたのではないかなというふうに思ひます。新型コロナの影響ということで、残念ながら派遣については中止ということにさせていただきました。

ただ、中止だけでなく、川上議員の一般質問でもお答えをしていますけれども、何かかしらの代替事業ということで、教育委員会と高校のほうで協議しております。例えば今年度の中で、1、2年生で足寄町を紹介するビデオだとか、そういったものの取組をして、ウエタスキウィン市、また友好協会の方に見ていただくとか、そういった取組も今のところ計画しております。

そういった形で、関わりを持って、これからも行きたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 11番木村明雄君。

○11番（木村明雄君） それでは、このコロナが2年続いてこんなになつたわけなのだけれども、これから先に向けて、例え

ば収束をした、そして去年、おとしあたりのような形になつたときには、また再開をするということなのか、この辺についてもちょっとお伺いをしておきたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

今回、2年生については、2年連続中止になつたということで、在学中に行くことはできなくなつたということで、卒業について行く機会を持てるかという御質問であれば、それはちょっと考えていないということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に、教育費、質疑はございませんか。

6番熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 教育費ですよ。

私、無線LANの整備についてお伺ひいたします。

今回この事業については合計、合わせて2,100万円ぐらいの事業ですよということなのですけれども、取りあえずこの無線LANを整備する、今回整備することによって、ちょっと私勉強不足なものですから、例えば学校の授業がこれからいろいろ変わっていきますよね。そういった意味で変わるのでございますけれども、そういったもので今回で大体この無線LAN整備によって、教育関係の無線に対する整備というのは終わるものなのかどうかお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

小中学校における無線LAN環境整備につきましては、昨年度令和2年度になりましたけれども、国のGIGAスクール構想に基づきまして、高速通信可能な整備をさせていただいたところですが、文科省のちょっと補助金が予定していたより少なかったということで、全部の教室等ができ

たわけではございません。普通教室、やっぱり最優先すべき普通教室を優先して整備したため、職員室だとか体育館だとか特別教室だとか整備できなかったものですから、今回新型コロナの交付金を受けて、そういったできなかったところに整備してほぼ校内全てのエリアで対応することが可能にしたいということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） それと、今回の事業の中にプールが入っていないのですけれども、これはどうなっているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

29ページに総合体育館無線LAN環境整備業務ということで539万7,000円を計上しております。この部分については、温水プールも入っております。ちょっと文言が足りなかったということでございます。申し訳ございません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、教育費、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、歳出総括ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから13ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

8番川上修一君。

○8番（川上修一君） 町税の関係でお伺いします。

個人で960万円、それから固定資産税現年課税分だそうなのですが、2,200万円。やっぱり令和2年はコロナの影響を

受けて税収減になったのかなと自分は認識しているのですけれども、その認識でよろしいのかという点が1点と、もう1点は固定資産税の2,200万円減免分の基準といえますか、こういうふうになったらこういうふうには減免になるんだよというのがあればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（佐々木雅宏君） 川上議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、個人住民税のほうですけれども、道のほうで毎年市町村税の課税状況調査というのを実施しているのですけれども、その所得の数字からちょっと考えてみました。給与所得者、あるいは事業所得者、営業所得者ですね、営業所得者については、総体の数字としては、給与所得者であれば70億円ぐらいの総体の給与の所得がありました。営業所得者については3億円を超える所得があったのですけれども、農業所得者につきましては令和2年度11億6,600万円ぐらいの所得総体としてあったのですけれども、令和3年度においては8億7,800万円と、やはり2億円以上所得が減っているという状況がございます。こういった部分でやはり個人の住民税の予算額、減額せざるを得なかったのかなというふうに考えているところでございます。

あと、固定資産税についてですけれども、今回2,200万円減額という補正予算上げさせていただいているのですけれども、令和2年度の決算としては、たしか4億5,500万円ぐらいの決算額があったのですが、当初予算としては4億5,476万3,000円という金額ですので、令和3年度、評価替えもあって、そういった部分でちょっと落ちる部分はあったのかなということで多分当初予算こういう金額になったかと思うのですけれども、我々今年の12月ぐらいにこの令和3年度の当初予算編成作業行っているのですけれども、それ以降の事情として幾つか予算額が下がる要因が

あったということでちょっと御説明させていただきたいと思います。

令和3年度においては、固定資産税においてなのですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している大きな法人、あるいはその子会社以外の事業者で令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月を取って、昨年同時期と比較して30%以上収入が減っている事業者を対象に、地方税法の附則63条というのがありまして、それを適用して固定資産税の評価額をゼロあるいは2分の1に減額するという措置が取られております。その対象になったのが、町内で72の事業所、農業者、個人の農業者も含めてなのですけれども、72事業者いらっしやって、特例、100%減額した場合というのが家屋償却資産で26件ありました。家屋のみが3件、償却資産のみですと6件ということで、35件の方が全く評価額ゼロということになっております。あと特例の2分の1減額された事業者としては家屋償却資産23事業者、家屋のみだと4事業者、償却資産のみだと10事業者ということで、37の事業者がいらっしやって、評価額として家屋の評価額の減額した分が5億6,700万円ぐらい減額しているということ、償却資産ですと4億7,500万円ぐらい減額してまして、10億円を超える評価額を減額しているということですね。その1.4%ということですから、この減額だけで1,500万円ぐらいの減額になってしまうと。

さらに、予算ですので、収納率の関係もあります。固定資産税の収納率4億5,000万円ぐらいありますので、今回予算計上するに当たって99%という収納率乗じて予算計上しております。それだけでまた450万円ぐらい調定下がってしまうので、本当に2,000万円ぐらい一気に収入としては減ってしまうというような状況になってございます。

これに加えて、額としては大きくはありませんけれども、生産性向上特別措置法による課税標準の減額というのもあって、これも課税標準をゼロまたは2分の1に減額するものでございますけれども、そういった件数も若干ございまして、2,200万円の減額になったということというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番川上修一君。

○8番（川上修一君） 親切的な説明ありがとうございました。

結局固定資産税の減免については、町で決めがあるということなのですね。そしてその対象が10億円ぐらいあったよということで、分かりました。いろいろ親切に細かく説明してくれたのですけれども、ちょっと自分メモするのが遅くて書き切れなかったものですから、会議終わってからもしそういうのがあれば資料頂きたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） 他にございますか、歳入総括。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、4ページにお戻りください。

第2表地方債補正変更2件、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第6号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第74号令和3年度足寄町一般会計補正予算(第6号)の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第75号令和3年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

36ページから38ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号令和3年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第75号令和3年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第76号令和3年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

46ページから49ページ、歳入歳出一

括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号令和3年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第76号令和3年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第77号令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

56ページから59ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第77号令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第78号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

66ページから69ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第78号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第78号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決され

ました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催をお願いをいたします。

午後 1時29分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

4番。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） ただいま開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

これより、本日の議事日程に追加し、意見書案第6号から意見書案第8号について即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会から所管事務調査の期限の延期について、総務産業常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は、本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程

に追加をし、審議することに決定をいたしました。

◎ 意見書案第6号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 意見書案第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第7号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第2 意見書案第7号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 賛成討論をさせていただきます。

4項目と9項目について、一定の意見を述べさせていただいた上で賛成討論させていただきます。

一つは重要物流道路の問題ですが、これは道路法の改正によって2018年にできたというふうに認識しております。道路管理者の審査なく通行、ごめんなさい、大型車ですね。国際海上コンテナというのですか、私は見たことないですけれども、そういう超大型車が道路管理者の審査なく通行させる規制緩和だというふうに考えています。それで、意見書のところに、さらなる指定を図るというふうになっておりますので、そうすると国際海上コンテナ車と言われるような高さ4.1メートル、長さ16.5メートル、最大重量44トンという大きな車が一般道路を通行する可能性もあります。そうすると、道路の構造上、あるいは交通安全上も非常に危険ではないかというふうに思っております。それで、4項目の5行目「ほか重要道路のさらなる指定を図ること」というところを私は削除をすべきではないかと考えています。

もう一つは、9項目のところですが、ダム建設の部分です。

これも私の認識は当てずっぽうであれかもしれませんが、旭町で水没のときの発電用のダムでありますけれども、ダム

の洪水調整力というのでしょうか、それには限界があるということがあの件で明らかになったのではないかとこのように私は思っています。それで、ダムの新設、既存ダムの再開、それに頼る治水対策を改めるべきではないかというふうに思っております。あるいは、生物の多様性という点で、道内でイトウが生息できる河川に戻すという取組があるように、9項目のところの「ダム建設再生などの対策をより一層加速するために」と、この部分については削除する必要があるのではないかと考えているところです。

その2点を述べさせていただいた上で、賛成討論とします。

○議長（吉田敏男君） ここで、ちょっと暫時休憩をいたします。

ちょっと審議させてください。

午後 1時53分 休憩

午後 1時54分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

ただいまの今の賛成討論、田利議員の関係ですけれども、文面の削除、これはちょっとなりません。これはなるとしたら、田利議員、賛成討論ではなくて、反対討論ということで、そこでそういうお話をさせていただくことが肝要かなというふうに思っています。

それと、今の議長会からいろいろな形で出てきておりますけれども、これは足寄町のみならず北海道全体のことも勘案しながらやっているものですから、足寄町だけのことに限ってということにはちょっとなくなってこないものですから、そういった意味合いも含めて御了解を賜りたいと、そのように思います。

他に、討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第7号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第8号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第3 意見書案第8号コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましても、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第8号コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 所管事務調査期限の延期について

○議長（吉田敏男君） 追加日程第4 所管事務調査期限の延期についての件を議題といたします。

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので、同委員会から次期定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りをいたします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要求のとおり次期定例会まで延期することに決定をいたしました。

◎ 閉会中の継続調査申出書

○議長（吉田敏男君） 追加日程第5 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によってお手元に配付を

いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎ 閉会の議決

○議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって本日で閉会をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これで、本日の会議を閉じます。

令和3年第3回足寄町議会定例会を閉会をいたします。

午後 2時00分 閉会

令和3年第3回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員